

1 はじめに

違法な行政作用を是正し、国民の権利利益を保護するための制度の一つとして、裁判所による行政統制がある。

そして、これを世界においてみたとき、司法裁判所によるものと、司法裁判所とは別の裁判所である行政裁判所によるものがある。前者は、アングロサクソン法システム諸国（イギリス、アメリカなど）において採用され、後者はヨーロッパ大陸法システム諸国（フランス、ドイツ、ベルギーなど）で採用されている。

わが国は前者に属するが、本研究では、後者の国家である、フランス及びドイツの行政裁判所について、その機能を分析し、わが国の制度と比較することによって、わが国における、行政作用に対する、裁判所のチェック機能のあり方を、そして、そのために必要な行政裁判制度はどのようなものであるかを考察しようとした。

2 日本における行政裁判所

わが国では、明治憲法下において、行政事件をもっぱら扱う特別な裁判所として、行政裁判所が設置されていたが、1947年の日本国憲法及び裁判所の施行に伴い廃止された（「一元的裁判制度」への移行）。50年間存在した、この行政裁判所は、その扱う事件の範囲が狭かったこと、また行政側に有利な理論が適用されたことに鑑みると、国民の権利利益を護るといふ機能を有しなかったといわざるをえない。

3 フランスの行政裁判所

(1) フランス行政裁判の特徴

司法による統制は、行政を法に服従させる裁判官の存在を前提としている。この点について、アングロサクソン系の母国であるイギリスと比較したとき、フランスの顕著な特徴は、次の二つの Q.A.によって明らかになる。

(i) いかなる裁判官が統制するのか？ (ii) いかなる法に服従させるのか？ そして、フランスにおけるその答えは、前者については、「特別な裁判官である」、後者については、「特別な法（私法とは区別される公法）である」ということになる。

フランスでは、行政の司法統制は、特別な裁判所を構成する裁判官の専門家集団に託されている。これらの裁判所は、パリの Conseil d'Etat（コンセイユ・デタ）を頂点に、その下に五つの地区高等行政裁判所および地方裁判所からなる三層構造を形成している。

(2) C.Montesquieu と行政裁判権

この行政裁判所が行使する行政裁判権は、フランス市民革命期の権力分立思想から発したものである。モンテスキューは、「法の精神」において「国家には、三種の権力が存在する。すなわち、立法権、国家法による問題を扱う執行権、そして市民法による問題を扱う執行権であり、三つ目により、国王は犯罪を処罰したり、あるいは個人間の紛争を裁定する。」と述べる。

つまり、モンテスキュー流の権力分立の考え方によれば、司法権とは、犯罪事件及び民事事件のみを意味し、行政が訴訟の当事者となる行政事件は含まれておらず、行政事件を扱う裁判は、司法権とは別の行政裁判権が担うことになったのである。

(3) L.Duguit（フランスの公法学者）の評価

「フランスでは、現在、最近の一連の著名な判決が支持する理論および実践に従い、公役務の執行に関して生じる、あらゆる訴訟は、通常裁判所とは別の、行政組織に属する官吏によって構成される行政裁判所と呼ばれる排他的裁判権に服する。それにもかかわらず、フランスよりも、個人が恣意的な行政行為からより強力に保護されている国家を他に見いだすことは難しいであろう。Conseil d'Etat は、公平無私に、行政の権限踰越行為についての不服を認容し、個人は、行政の違法な、不適切なあるいは軽率な行為から護られている。また、公役務の通常な執行の結果として被る損害についてしかりである。」（Leon Duguit）

個人の権利は、行政権力とは別の、司法権力を行使する通常の裁判所によってのみ保護され得ると考える、わが国の行政法学者からすれば、フランスを代表する行政法学者の、この言説は、にわかには信じられないものである。というのも、行政の行為を行政が裁く、つまり自分の行為を自分で裁くという中で、国民の権利が護られるとは考え難いからである。

(4) 行政裁判所の裁判官

フランス行政裁判所が、行政統制の機能を果たしている「秘密」はどこにあるのかということ考えたとき、一つには、行政裁判所の裁判官の地位や人事があるのではないかと推察される。

(i) 行政裁判所の構成員は、伝統的に、フランス憲法でいうところの magistrates（判事）の資格を有せず、公役務に携わる公務員である。

(ii) 行政裁判所の裁判官のリクルートには、競争試験による場合と任命による場合とがある。

(iii) コンセイユ・デタのトップである監査官は、行政裁判所および控訴行政裁判所の判事がそうであるように、国立行政学院（ENA）出身者から採用されている。

(iv) 行政裁判所判事候補者は、法律的内容の試験に合格しなければならず、採用後も法律を始めとする専門教育を受ける。

以上のことからすると、行政裁判所判事は、「エリート官僚かつ裁判官」ということになるのであろう。

4 最後に

わが国では、行政事件は民事事件として司法裁判所が管轄するが、実際には、「行政部」なるものが存在している。行政事件は、やはり、一般の民事事件とは性質を異なる、その意味では、「行政裁判所」的な組織、機能を果たす裁判組織が必要でないかと筆者は考えている。

ドイツの行政裁判所は、フランスの行政裁判所が行政権に属するのとは異なり、司法権としての裁判所である。つまり、行政事件を扱う司法裁判所ということである。

ドイツ行政裁判所の組織、訴訟要件は、わが国の行政訴訟制度を構築するにあたり、大いに参考となると考えられる。

一方、フランスの行政裁判所制度は アングロサクソン系の司法制度を採るわが国にとっては、異質なものであり、比較法的意義は、制度内ではさほど無いものであろう。しかし、そもそも、行政活動を法的に統制することの本質的な意味を再考させるものであり、それは、違法な行政活動から国民の権利利益を護るといふことを第一の意義としたうえで、権力分立の意味を問い直すことになるのであろう。